



10月19日(日)は、 桜川市長選挙の投票日です。

投票時間／
7時～18時

令和7年10月29日任期満了に伴う桜川市長選挙を執行します。
市民一人ひとりが自由な意思で責任ある一票を投じましょう。

■ 問合先／桜川市選挙管理委員会 (☎ 58-5111・75-3111 代表)

選挙すべき人数

・市長選挙／1人

立候補予定者説明会

・日時／9月12日(金) 13時30分～

・場所／大和庁舎 2階 第5会議室

告示日・立候補受付

・日時／10月12日(日) 8時30分～17時

・場所／大和庁舎 2階 第5会議室

期日前投票

・期間／10月13日(月)～18日(土) 8時30分～20時

・投票所／市役所各庁舎

※どの庁舎でも投票可

※金・土曜日は混雑が予想されます。

不在者投票

・期間／10月13日(月)～18日(土)

投票開票日

・投票日／10月19日(日)

・投票時間／7時～18時

・投票所／市内20か所

・開票時間／19時30分～(予)

定)

・開票所／大和ふれあいセンター「シトラス」

※即日開票

投票のできる方

市内に住所を有する年齢満18歳(平成19年10月20日生まれまで)以上の日本国民で、令和7年10月11日現在の選挙人名簿に登録されている方、また、他の市町村から転入された場合は、令和7年7月11日までに転入届を行い、住民基本台帳に登録されている方。

ただし、選挙人名簿に登録されていない方も投票日までには他の市町村に転出された方は投票ができません。

投票日当日または選挙期間中に投票ができない方

【期日前投票制度】

投票日に何らかの都合で投票できない方は、事前に期日前投票ができます。

【不在者投票制度】

◆病院や施設での不在者投票
県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入所されている方は、その病院や施設などで投票する

ことができますので、病院長や施設長に申し出てください。

◆他市町村での不在者投票

長期の出張や長期滞在などで選挙当日や期日前投票ができない方は、滞在先の市町村選挙管理委員会で投票ができますので、桜川市選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。

◆郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で一定の要件に該当する方は、自宅などで郵便投票をすることができ、この投票には「郵便投票証明書」が必要となりますので、問い合わせてください。

なお、郵便投票の請求は10月15日(水)までに、本人が桜川市選挙管理委員会に請求してください。

■投票所入場券

投票する際は、投票所入場券を持参してください。なお、入場券が届く前や紛失してしまった場合でも、選挙人本人であることが確認できれば投票することができますので、係員に申し出てください。

■選挙公報の発行

各候補者の政見などが書かれた選挙公報は市ホームページで公開するほか、新聞折込にて配布します。また、新聞未購読の方やお手元に届かない場合は、市役所各庁舎および真壁伝承館、桜川市生涯学習センター「さくらす」、岩瀬体育館「ラスカ」に備えてありますのでご利用ください。

